

民生常任委員会説明資料

(議案説明資料)

(頁)

◎議案第 108 号	平成 20 年度横須賀市一般会計補正予算 (第 4 号)	1
◎議案第 109 号	平成 20 年度横須賀市特別会計介護保険費補正予算 (第 2 号)	3
◎議案第 113 号	横須賀市国民健康保険条例中改正について	4
◎議案第 114 号	墓地条例中改正について	5
◎議案第 115 号	救急医療センターの指定管理者の指定について	6

平成 20 年 (2008 年) 12 月 8 日

健 康 福 祉 部

◎議案第 108 号 平成 20 年度横須賀市一般会計補正予算（第 4 号）

1 障害者グループホーム助成事業費補正の概要

(1) 補正の理由

社会福祉法人が自己所有の知的障害者のグループホーム（ケアホーム）の開設を予定しており、この施設整備に対して補助を行うため、増額補正する。

(2) 事業内容

国事業として、身体・知的障害者更生施設等の社会福祉施設等の施設整備に要する経費について補助基準額 1,570 万円（補助率 国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3）を本市を通じて補助する社会福祉施設等施設整備費国庫補助金制度がある。

この補助制度の対象として、平成 20 年度からグループホーム（ケアホーム）の新設にかかる施設整備費が新たに加えられた。

今回、下記のケアホームが平成 21 年 3 月に開設を予定しているため、開設に必要な施設整備に要する経費について補助を行う。

（対象）

ケアホーム はなあかり（社会福祉法人 みなと舎） 定員 4 名

(3) 補正額

（単位 千円）

事業名		補正前の額	補正額	計
グループホーム整備費補助金		3,000	15,700	18,700
財源内訳	国庫支出金	0	10,466	10,466
	一般財源	3,000	5,234	8,234
	計	3,000	15,700	18,700

2 自立支援給付費補正の概要

(1) 補正の理由

既存の障害者支援施設が障害者自立支援法に基づく新体系の障害福祉サービスである生活介護事業へ平成21年4月に移行を予定しているため、移行に要する必要な設備・備品に対して、補助を行う。

なお、この補助については、国の全額負担事業であるが、本市を通じ補助することになっているため、増額補正を行う。

(2) 事業内容

下記の2か所の障害者支援施設が生活介護事業へ移行を予定しており、移行に要する設備・備品の購入に要する経費に対して補助を行う。

(対象)

- ① 身体障害者療護施設 シャローム浦上台 (社会福祉法人 三育福祉会)

昇降浴槽設備 補助金額 5,000 千円 (国負担 10/10)

- ② 知的障害者更生施設 いちばん星 (社会福祉法人 海風会)

全自動洗濯機および都市ガス乾燥機 補助金額 2,688 千円 (国負担 10/10)

(3) 補正額

(単位 千円)

事業名		補正前の額	補正額	計
障害者就労訓練設備等整備事業		0	7,688	7,688
財源内訳	国庫支出金	0	7,688	7,688

◎ 議案第 109 号 平成 20 年度横須賀市特別会計介護保険費補正予算
(第 2 号)

1 補正の理由

平成 21 年 4 月より要介護認定に対する全般的な見直しを実施されることに伴い、システム改修を実施する必要性が生じたため。

2 補正の内容

認定ソフト（厚生労働省提供ソフトウェア）改訂に伴う、システム改修。

3 補正額

(単位 千円)

事業名		補正前の額	補正額	計
事務費等		0	20,064	20,064
財源内訳	繰越金	0	20,064	20,064

◎議案第113号 横須賀市国民健康保険条例中改正について

1 改正する理由

産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の額を改定するため。

2 出産育児一時金の改定額

(現行)35万円→(改定案)38万円

3 改定日 平成21年1月1日

4 出産育児一時金の改定の社会的背景

国では産科医療紛争処理のあり方として、「産科医療における無過失補償制度」の創設を検討した結果、平成21年1月から、分娩で障害が生じた児やその家族の経済的救済等を目的とした産科医療補償制度が創設されることになった。

この制度の運営については、分娩機関の保険料負担により補償金を賄う一方、この保険料負担に伴い分娩費用の引き上げも見込まれることから、妊産婦側の負担軽減を図るため、出産育児一時金の支給額を引き上げることとした。

(参考) 現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該世帯主に対し、出産育児一時金として <u>35万円</u> を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該世帯主に対し、出産育児一時金として <u>38万円</u> を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の横須賀市国民健康保険条例第7条の規定は、この条例施行の日(以下「施行日」という。)以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日の前日までの出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</u></p>

◎議案第 114 号 墓地条例中改正について

1 改正する理由

市営馬門山墓地では平成 12 年度の改定以来、管理料を据え置いているが、管理経費に比べ管理料が低い水準にあることから管理料の見直しを行い、平成 21 年度から管理料を改定するため、所要の改正を行う。

2 条文関係

(1) 別表中の管理料について

1 区画あたり年額「2,000 円」を年額「3,000 円」に改める。

(2) 附則関係

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

3 現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
別表（第 5 条第 3 項関係） 管理料 年額 <u>2,000 円</u>	別表（第 5 条第 3 項関係） 管理料 年額 <u>3,000 円</u> <u>附則</u> <u>この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から</u> <u>施行する。</u>

◎議案第 115 号 救急医療センターの指定管理者の指定について

横須賀市救急医療センター（以下「救急医療センター」という。）の指定管理期間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の満了に伴い、引き続き、平成 21 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 8 年、指定管理者により管理運営を行うこととする。その概要は次のとおり。

1 施設の概要

指定管理者による管理対象施設は、以下のとおりである。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 横須賀市救急医療センター |
| (2) 所在地 | 横須賀市三春町 2 丁目 17 番地 |
| (3) 設置目的 | 救急の医療を必要とする者に対して応急の医療を行うことを目的とする。 |
| (4) 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| (5) 延床面積 | 1,170.619 m ² (1 階 629.799 m ² 2 階 540.82 m ²) |
| (6) 敷地面積 | 2,525.32 m ² |
| (7) 竣工年月日 | 昭和 55 年 3 月 10 日 |
| (8) 施設内容 | 1 階 診療室(内科、小児科、外科、特診室)、処置観察室、
調剤室、レントゲン室、事務室、倉庫、薬品庫ほか
2 階 会議室、所長室、更衣室、倉庫ほか |
| (9) 診療科目 | 内科、小児科、外科 |
| (10) 診療時間 | 平日 20 時～24 時
土曜日 17 時～24 時
休日 8 時～24 時
年末年始 12 月 29 日 16 時 ～ 1 月 4 日 8 時
(24 時間体制。29 日が休日の場合は 8 時から) |
| (11) 休診日 | なし |

2 指定管理者が行う業務

- (1) 救急医療センターにおける医療の提供に関すること。
- (2) 救急医療センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

3 審査までの事務手続

救急医療センター指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、救急医療センター指定管理者に指名した横須賀市医師会（以下「医師会」という。）から提出された申請書類及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、審査を行った。

日 程	経 過
平成 20 年 8 月 7 日（木）	第 1 回審査委員会 ・ 委員長選出 ・ 救急医療センター指定管理者申請要項、審査基準等の検討 ・ 意見交換
平成 20 年 8 月 14 日（木）	医師会へ申請要項等の説明、配付
平成 20 年 8 月 29 日（金） ～10 月 1 日（水）	指定申請書の受付 * 8 月 29 日：財務関係申請書類受理 * 10 月 1 日：財務関係以外の申請書類受理
平成 20 年 10 月 21 日（火）	第 2 回審査委員会 ・ 医師会のプレゼンテーション及びヒアリング ・ 意見交換
平成 20 年 10 月 28 日（火）	第 3 回審査委員会 ・ 意見交換 ・ 審査（採点・採決）

4 申請団体の概要

申請団体の概要については下記のとおり。

団体名	所在地	団体の形態	団体の設立年月	主な業務内容	管理運営実績
社団法人 横須賀市 医師会	横須賀市	社団法人	明治 40 年 6 月	・医道の高揚と医学の振興に関する事項 ・公衆衛生の啓発指導に関する事項 ・医療の普及充実にに関する事項 など	救急医療 センター

5 審査方法

審査委員会において、救急医療センター条例で定める基準に基づき「救急医療センター指定管理者申請要項」で定めた審査基準に従い、医師会から提出された書類を審査した。

申請書類（事業計画書等）の審査にあたっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した。

各委員が評価基準ごとに採点し、その採点結果を基に、医師会が救急医療センターの指定管理者として適切であるか否かについて協議し、委員全員で採決を行った。

(1) 審査委員会委員

(委員長以外は五十音順)

	氏名	役職等
委員長	岩間道夫	健康福祉部健康福祉総務課長
委員	飯島幸夫	健康福祉部保健所総務課長
委員	菊池匡文	横須賀商工会議所事務局長
委員	笹島メグミ	神奈川県看護協会横須賀支部長
委員	松田優一	財政部財政課長

(2) 審査基準、配点

審査基準	配点(5段階)
1 公正で公益的な管理運営が見込まれるか。	50点
(1) 関連する法令、条例等を理解し、遵守が見込まれるか。	10点
(2) 個人情報の保護措置が十分とられているか。	10点
(3) 特定の団体等を優遇する恐れはないか。	10点
(4) 障害者の雇用に配慮し、関係法令等を遵守しているか。	10点
(5) 環境保護に関する配慮を行っているか。	10点
2 施設目的、理念に合った事業が実施できるか。	70点
(1) 施設運営の経営方針が適切か。	10点
(2) 利用者のサービス向上となる施策が適切か。	20点
(3) トラブル対応、防犯、防災対策などが適切か。	10点
(4) 利用者の声を反映する仕組みが適切か。	10点
(5) 地域貢献策が配慮されているか。	20点
3 施設の管理経費の削減が図られるか。	50点
(1) 総合的に、管理経費の節減が図られているか。	20点
(2) 人件費の設定は適切か。	10点
(3) その他の管理経費の設定は適切か。(無理な設定はないか。)	10点
(4) 収支計画(単年、複数年)は適切か。	10点
4 指定期間中安定した管理運営を行うことができる実績及び能力を有しているか。	60点
(1) 財務内容に問題点はないか。	20点
(2) 必要な人員が確保可能と認められるか。(資格職含む)	10点
(3) 職員配置、研修計画など人的な措置が十分とられているか。	10点
(4) 賠償能力があるか。(賠償時の対応手段が準備されているか。)	10点
(5) 同種の施設の管理実績等があるか。あるいは見込めるか。	10点

5 適切な救急医療が提供できるか。	150点
(1) 質的向上への意欲等を持ち、安定して信頼度の高い医療が提供できるか。	30点
(2) 迅速かつ柔軟に対応できる体制をとっているか。	30点
(3) 地域医療とうまく連携することができるか。	30点
(4) 医療提供にあたり、利用者の声を反映したり、患者の立場へ配慮したりしているか。	30点
(5) 災害時の救急医療に対する備えはできているか。	30点
合 計	380点

(3) 審査結果表

団体名	評価点合計 (1,900点満点)	評 価
社団法人 横須賀市 医師会	1,594点 得点率 (83.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる指定管理業務としての救急医療は、二次病院等との連携もしっかりされており、高く評価できる。 ・ 医師会が救急医療センターの指定管理者となって、サービスが目に見えて向上している。 ・ 医師会は営利企業ではないが、患者をお客様ととらえて経営しており、その経営姿勢は評価できる。 ・ 医師会は医療機関としての責務を考慮しつつ、救急医療センターの経費削減を行っている。 ・ 救急医療センターの収支差額としての剰余金は、医師会本体の会計と別に特別会計として、救急医療センターの設備・備品等に投資されている。 ・ 各委員の評価結果は高評価であり、安心して任せられると判断する。

6 審査結果

審査委員会による審査の結果、医師会を救急医療センターの指定管理者に適切な団体として選考した。

採点結果：合計平均 318.8 点／満点 380 点（得点率 83.9%）

採決結果：承認 5 委員／全 5 委員（承認率 100%）

7 指定期間

平成 21 年(2009 年)4 月 1 日から平成 29 年(2017 年)3 月 31 日まで

8 今後の進め方

(1) 協定の締結

指定管理者の指定についての議決後、指定する団体と業務の内容等について、申請された計画に基づいて詳細な取り決めを行い、協定を締結し管理運営を実施する。

(2) 管理業務の進行管理

定期的に現地確認を行うとともに、事業報告書の提出を求めることなどにより、指定された団体が協定どおりに適正に業務を実施しているかを随時確認し、管理業務の進行管理を行う。